

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム管理運用要領

新 旧 対 照 表

(平成 20 年 11 月 19 日付け事調第 856 号事業調整課長通知) の一部改正

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">北海道農業農村整備事業電子閲覧システム管理運用要領</p> <p>第1 目的 【省略】</p> <p>第2 定義 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事等 電子データを提供する工事及び設計、測量、地質調査並びにその他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）は、農政部が所管する全ての工事等のうち、少額工事事務取扱要領（昭和44年7月1日付け局総第356号副出納長通達）による工事及び少額業務委託事務取扱要領（平成9年8月25日付け事調第1004号農政部長、水産林務部長通達）による業務委託を除くものとする。</p> <p>(2) 提供する電子データ 提供する電子データは、「農業土木工事等における設計書作成要領」（平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通達）（以下「作成要領」という。）により作成された公示用設計書を電子化したもので別記第1号「電子データ提供資料」のほか、<u>各振興局策定単価等の</u> データとするが、電子化が困難なものは対象としない。</p> <hr/> <p>(3) 電子閲覧システム 電子閲覧システムは、工事等の入札に係る公示用設計書等インターネットを利用し、利用者に電子データとして提供するために、北海道農政部が開発したもので、提供用 Web サイトを含む全ての関連ソフトウェアをいう。</p> <p>(4) 利用者 電子閲覧システムの利用者であり、システムの利用にあたっては事前に利用者の登録を行うものとする。</p> <p>第3 知的財産権 【省略】</p> <p>第4 システム管理者</p> <p>1 電子閲覧システムを適正に管理運用するため、システム管理者を設置し、次に掲げる事項を所掌させる。</p> <p>(1) 電子閲覧システムの利用登録に関すること。</p> <p>(2) 電子閲覧システムの操作説明及び処理手順等を記載した手引書を作成すること。</p> <p>(3) 電子閲覧システムに障害が発生した場合は、障害の復旧、原因の究明及び再</p>	<p style="text-align: center;">北海道農業農村整備事業電子閲覧システム管理運用要領</p> <p>第1 目的 【省略】</p> <p>第2 定義 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(3) 工事等 電子データを提供する工事及び設計、測量、地質調査並びにその他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）は、農政部が所管する全ての工事等のうち、少額工事事務取扱要領（昭和44年7月1日付け局総第356号副出納長通達）による工事及び少額業務委託事務取扱要領（平成9年8月25日付け事調第1004号農政部長、水産林務部長通達）による業務委託を除くものとする。</p> <p>(4) 提供する電子データ 提供する電子データは、「農業土木工事等における設計書作成要領」（平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通達）（以下「作成要領」という。）により作成された公示用設計書を電子化したもので別記第1号「電子データ提供資料」のほか、<u>過去の農業土木工事における契約実績</u> データとするが、電子化が困難なものは対象としない。</p> <p><u>なお、本電子データは、作成要領に定める「作成部数」には、含まないものとする。</u></p> <p>(3) 電子閲覧システム 電子閲覧システムは、工事等の入札に係る公示用設計書等インターネットを利用し、利用者に電子データとして提供するために、北海道農政部が開発したもので、提供用 Web サイトを含む全ての関連ソフトウェアをいう。</p> <p>(4) 利用者 電子閲覧システムの利用者であり、システムの利用にあたっては事前に利用者の登録を行うものとする。</p> <p>第3 知的財産権 【省略】</p> <p>第4 システム管理者</p> <p>1 電子閲覧システムを適正に管理運用するため、システム管理者を設置し、次に掲げる事項を所掌させる。</p> <p>(3) 電子閲覧システムの利用登録に関すること。</p> <p>(4) 電子閲覧システムの操作説明及び処理手順等を記載した手引書を作成すること。</p> <p>(3) 電子閲覧システムに障害が発生した場合は、障害の復旧、原因の究明及び再</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>発防止措置等を実施すること。</p> <p>(4) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。</p> <p>2 システム管理者は、農政部農村振興局事業調整課長の職にある者とする。</p> <p>3 システム管理者は、北海道情報セキュリティ対策基準 _____ に基づく情報システム管理者とする。</p> <p>第5 運用管理者</p> <p>1 総合振興局長及び振興局長は、電子閲覧システムの円滑な運用及び安全保護を図るため、運用管理者を設置し、次に掲げる安全保護措置を講じさせるものとする。</p> <p>(1) 電子閲覧システムの利用登録に関すること。</p> <p>(2) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。</p> <p>(3) 運用機器の環境の整備に努めること。</p> <p>2 運用管理者は、総合振興局及び振興局担当課長の職にある者とする。</p> <p>3 運用管理者は、北海道情報セキュリティ対策 <u>ガイドライン _____</u> に基づく情報システム利用課長とする。</p> <p>第6 利用者の登録</p> <p>【省略】</p> <p>第7 利用者管理台帳</p> <p>【省略】</p> <p>附 則 この要領は、平成20年11月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年 1月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年 4月 5日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年 2月 3日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年11月 6日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要領は、令和2年 3月27日から施行する。</u></p>	<p>発防止措置等を実施すること。</p> <p>(4) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。</p> <p>2 システム管理者は、農政部農村振興局事業調整課長の職にある者とする。</p> <p>3 システム管理者は、北海道情報セキュリティ対策基準 <u>第7</u> に基づく情報システム管理者とする。</p> <p>第5 運用管理者</p> <p>1 総合振興局長及び振興局長は、電子閲覧システムの円滑な運用及び安全保護を図るため、運用管理者を設置し、次に掲げる安全保護措置を講じさせるものとする。</p> <p>(1) 電子閲覧システムの利用登録に関すること。</p> <p>(2) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。</p> <p>(3) 運用機器の環境の整備に努めること。</p> <p>2 運用管理者は、総合振興局及び振興局担当課長の職にある者とする。</p> <p>3 運用管理者は、北海道情報セキュリティ対策 <u>の実施及び運用に関する手順 I の 1の(2)</u> に基づく情報システム利用課長とする。</p> <p>第6 利用者の登録</p> <p>【省略】</p> <p>第7 利用者管理台帳</p> <p>【省略】</p> <p>附 則 この要領は、平成20年11月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年 1月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年 4月 5日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年 2月 3日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年11月 6日から施行する。</p> <p>_____</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の修正</p> <p>年月日追加</p>